

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第2工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

市町・大字・字	地 番	地 目	用 途	地 積 (m ²)
三木町大字井上字西山田	312番	田	田	247
三木町大字井上字西山田	313番	田	田	253
三木町大字井上字西山田	289番1	田	田	308